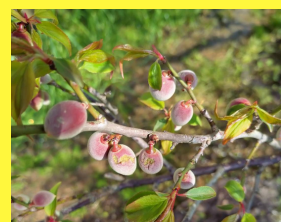


梅のひょう被害



事業概要

を受けた農業者を **支援** します。

この事業は、令和7年4月6日、11日、14日、15日に発生した降雹により梅の被害を受けた農業者による、令和7年産梅の出荷に対し支援するものです。

下記の支援対象者に該当する方は、同じく下記に記載の提出書類を、田辺市役所本庁舎農業振興課、又は各行政局産業建設課に提出してください。

事業詳細

支援対象者

以下のすべてに該当する農業者

- 田辺市に住民票がある
- 市税を滞納していない
- 令和7年4月に梅のひょう被害を受けた
- 次期作以降も営農継続の意志がある
- 収入保険又は農業共済に加入している、又は加入を検討する

支援対象物

令和7年産梅のうち、

- 令和7年5月1日～令和7年7月31日までに出荷取引が完了した生梅
- 令和7年8月1日～令和8年2月28日までに出荷取引が完了した梅干し

※J Aわかやま紀南地域本部に出荷したものはJ Aにて一括申請となるため、個別に申請は不要です。

支援単価

生梅 10円/kg

梅干し 20円/kg

申請期間

令和7年8月1日(金)～令和8年3月13日(金)

提出書類

- ①交付申請書兼実績報告書(別記様式第1号)
- ②取組状況報告書(別記様式第2号)
- ③誓約書兼同意書(別記様式第3号)
- ④伝票等の写し(出荷取引の内容がわかる書類)
- ⑤農業収入を得ていることがわかる書類(例:所得税確定申告書第一表の写し)
- ⑥振込口座通帳の写し(口座名義、口座番号のわかる面)

※①②③の様式は、市役所農業振興課、各行政局の産業建設課でお受取り又は下記ホームページからダウンロードしてください。

お問
合せ

田辺市役所農業振興課

☎ 0739-26-9930

〒646-8545 和歌山県田辺市東山一丁目5-1

W
E
B

▼ホームページ



▼WEBフォーム



こちらからも
申請が可能です

令和7年度 田辺市梅降雹被害対策出荷促進事業

申請手続き

本事業の申請手続きは、田辺市役所本庁舎農業振興課、又は各行政局産業建設課にて随時受付を行っているほか、下記の日程で出張窓口も設定いたします。

出張窓口

日時

場所

令和7年8月5日（火）
午前9時～正午

秋津川公民館
1階 会議室

令和7年8月5日（火）
午後1時～午後5時

上秋津農村環境改善センター
1階 会議室

令和7年8月6日（水）
午前9時～正午

上芳養農村環境改善センター
2階 集会室

令和7年8月6日（水）
午後1時～午後5時

J A わかやま 芳養谷支店
2階 大会議室

令和7年8月7日（木）
午前9時～正午

J A わかやま 三栖支店
2階 会議室

令和7年8月7日（木）
午後1時～午後5時

J A わかやま 中央営農経済センター
2階 小会議室

申請者が混み合う場合はお待たせすることがございます。
あらかじめご了承ください。

お問
合せ

田辺市役所農業振興課

☎ 0739-26-9930

〒646-8545 和歌山県田辺市東山一丁目5-1

W
E
B

▼ホームページ



▼WEBフォーム



こちらからも
申請が可能です